

# 北陸先端科学技術大学院大学附属図書館と石川県公共図書館協議会との 資料相互貸借に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「北陸先端科学技術大学院大学附属図書館と石川県公共図書館協議会との相互協力に関する覚書」第2項に基づき、図書館資料(以下「資料」という。)の相互貸借等に関し必要な事項を定める。

(貸借資料の範囲及び数量)

第2条 貸借することのできる資料(以下「貸借資料」という。)の範囲等は、資料を貸し出す図書館(以下「受付館」という。)の定めるところによる。ただし、貸借資料は、自館において未所蔵の場合に限るものとする。

2 一回の貸借資料の数量は、受付館の規定による。

(貸出期間)

第3条 貸借資料の貸出期間は、受付館が資料を貸し出した日から、当該資料が受付館に到着する日までとし、資料の貸出期間は受付館の規定による。ただし、あらかじめ承認を受けた場合は、この限りではない。

2 受付館は、貸し出した資料について必要が生じたときは、貸借期間中であっても返却を求めることができる。

(借受手続)

第4条 資料を借り受ける図書館(以下「依頼館」という。)は、資料貸借申込書を受付館に提出しなければならない。

(貸借資料の受け渡し)

第5条 貸借資料の受け渡しは、原則として郵送(簡易書留)とし、梱包の表に相互貸借資料であることを明記する。

(経費の負担)

第6条 資料の送付に要する経費は、依頼館が負担するものとする。

(貸借資料の利用条件)

第7条 貸借資料の利用条件は、受付館があらかじめ利用上の条件を示しているときはその条件に従い、それ以外の場合は、依頼館の利用規定によるものとする。

(依頼館の責任等)

第8条 依頼館は、借受けた資料を受領した時から、当該資料を返却し、受付館が受領した時までの期間の責任を有する。

第9条 依頼館は、借受けた資料を損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちに受付館に連絡し、受付館の定める規則に従うものとする。

附則

この要領は、平成17年 7月 1日から実施する。